

道徳科学研究所研究活動上の不正行為防止要綱

令和3年9月15日制定

(趣旨)

第1条 公益財団法人モラロジー道徳教育財団（以下「財団」という。）道徳科学研究所（以下「道科研」という。）は、モラロジーの研究及び倫理道徳の総合的研究をなし、世界の平和、人類の安心と幸福の増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成する上で、道科研に所属する全ての研究者は、道科研研究活動行動規範に基づき、研究活動の持つ意義と公共性の自覚及び高度な倫理的規範を保持し、社会の厚い信頼を得ることが必要不可欠である。

研究活動における不正行為は、科学そのものに対する背信行為であり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、絶対に許されることではない。また、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもあることから、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

この要綱は、道科研における研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、研究活動上の不正行為を防止するために遵守すべき事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

① 研究活動及び研究成果の発表において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、以下の捏造、改ざん、又は盗用をいう。

- ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

② ①以外の論文の二重投稿や不適切なオーサーシップなど研究活動上の不適切な行為であって、道科研の研究活動行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(2) 研究者及び構成員

① 「研究者」とは、道科研に所属する全ての研究職の者をいう。

② 「構成員」とは、道科研において研究活動に従事する役員、研究者、職員、その他道科研の施設を利用して研究を行う者をいう。

(責務)

第3条 研究者等及び道科研の責務は、次のとおりとする。

(1) 研究者等の自己規律

不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、まずは研究者自らの規律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

研究者は、自律・自浄作用の強化を重要な課題として認識するとともに、常に高い研究倫理を保持し、良心と信念に従い誠実に研究を遂行しなければならない。

なお、研究者以外の構成員も不正行為に対しては厳しい姿勢で臨む必要があり、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

(2) 道科研の管理責任

不正行為に対する対応は、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図る必要がある。

道科研においては、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や不正行為を事前に防止する取組を推進するとともに、プロジェクトや共同研究における個々の研究者の役割分担と責任の明確化及び複数の研究者による研究活動の全容の把握など実効的な取組を推進しなければならない。

(事前防止のための取組)

第4条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、次の取組を推進するものとする。

(1) 研究倫理教育の実施

研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施し、研究倫理を向上させなければならない。

① 研究倫理教育の実施に当たっては、研究活動に関して守るべき次の事項について、その知識や技術を修得・習熟させる。

- ・研究者の基本的責任
- ・研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範
- ・研究分野の特性に応じ、研究データとなる観察ノート等の記録媒体の作成（作成方法等を含む。）・保管
- ・論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化 等

② 研究倫理教育の対象者は、構成員及び将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に実施する。

③ 統括責任者及び研究倫理教育責任者の設置

道科研所長（以下「所長」という。）は、統括責任者として、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

所長は、構成員に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、「道科研副所長（教育連携担当）」をもって充てるものとする。研究倫理教育責任者は、構成員に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(2) 研究データの保存・開示

① 研究者は、研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することができる。このため、研究データ（観察ノート等の記録媒体を含む。）を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、研究終了後の保存期間については、別に定める。

② 研究データの保存・開示に関する事務は、道科研事務室が行う。

(不正行為への対応)

第5条 道科研における研究活動上の不正行為の疑義が生じたときの調査手続きや方法等に関する仕組み及び体制等を適切に構築するとともに、これを公表するものとする。

(相談体制)

第6条 研究活動上の不正行為を事前に防止するため、道科研の研究者倫理に関する疑義等について、道科研内外からの相談（告発の意思を明示しない相談を含む。）を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を、道科研事務室に設置するものとする。

2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者

は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 3 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 4 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、所長に報告するものとする。
- 5 前項の報告があったときは、所長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発の受付体制)

第7条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口(財団総務部)に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、所長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、所長に報告するものとする。所長は、当該告発に関係する研究者又は研究責任者に、その内容を通知するものとする。
- 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、所長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発窓口の職員の義務)

第8条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前各項の規定は、告発の相談についても準用する。

(秘密保護義務)

第9条 第6条から第8条に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 所長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 所長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 所長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害するこ

とのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第 10 条 研究責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 構成員は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 所長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して処分を課すことができる。

4 所長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第 11 条 構成員は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 所長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、その者に対して処分を課すことができる。

3 所長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第 12 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本要綱において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 所長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 所長は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関に対して、その措置の内容等を通知するものとする。

(調査手続き等)

第 13 条 道科研における研究活動上の不正行為の疑義が生じたときの調査手続きや方法等については、別に定める「道徳科学研究所研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正に関する調査要綱」による。

(事務の所管)

第 14 条 この要綱に関する事務は、道科研事務室が所管する。

(要綱の改廃)

第 15 条 この要綱の改廃は、運営会議の議を経て、所長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 15 日から施行する。